

監査、検査及び審査に関する執務基準（昭和 57 年岩手県監査委員告示第 15 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

改正前	改正後
<p>第 2 執行方針及び事務の執行計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 決算審査（法第233条第2項の規定に基づく審査及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査をいう。以下同じ。）及び定額資金運用基金運用状況の審査（法第241条第5項の規定に基づく審査をいう。）の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、それぞれの決算見込みの内報を受けた後、<u>遅滞なく</u>これを定めなければならない。</p> <p>第 4 手続過程</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 決算審査の手続過程は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>部局長懇談</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>第 2 執行方針及び事務の実施計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 決算審査（法第233条第2項の規定に基づく審査及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査をいう。以下同じ。）及び定額資金運用基金運用状況の審査（法第241条第5項の規定に基づく審査をいう。）の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、それぞれの決算見込みの内報を受けた後、<u>速やかに</u>これを定めなければならない。</p> <p><u>4 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定に基づく審査をいう。以下同じ。）の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類の内報を受けた後、速やかにこれを定めなければならない。</u></p> <p>第 4 手続過程</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 決算審査の手続過程は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>部局長の決算概況説明</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p><u>4 健全化判断比率及び資金不足比率の審査の手続過程は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類の受理</u></p> <p>(2) <u>予備審査</u></p> <p>(3) <u>監査委員審査</u></p> <p>(4) <u>審査意見の取りまとめ</u></p> <p>(5) <u>審査意見等の送付</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	